

申 立 て の 趣 旨

(該当する□にチェックしたもの)

■ (郵便物の回送嘱託) 日本郵便株式会社に対し、成年被後見人の (■住所, □住民票上の住所) に宛てて差し出された成年被後見人宛ての郵便物を申立人 (成年後見人) に配達すべき旨を嘱託するとの審判を求める。

□ (信書便物の回送嘱託) \_\_\_\_\_ に対し、成年被後見人の (□住所, □住民票上の住所) に宛てて差し出された成年被後見人宛ての民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第3項に規定する信書便物を申立人 (成年後見人) に配達すべき旨を嘱託するとの審判を求める。

申 立 て の 理 由

回送嘱託の必要性は、以下の□にチェックしたとおりである。

□ 1 成年後見人に選任されてから1年以内における初回申立て

□(1) 成年被後見人は自宅に独居しているが、自ら郵便物等を管理することができず、かつ、後記4に具体的に述べるとおり、これを管理することができる親族から、成年後見人への郵便物等の引渡しについての協力を得られない。

□(2) 成年被後見人は施設に入所中であるが、自ら郵便物等を管理することができず、かつ、後記4に具体的に述べるとおり、これを管理することができる施設から、成年後見人への郵便物等の引渡しについての協力を得られない。

□(3) 成年被後見人は親族と同居しているが、自ら郵便物等を管理することができず、かつ、後記4に具体的に述べるとおり、これを管理することのできる同居の親族から、成年後見人への郵便物等の引渡しについての協力を得られない。

□(4) その他 (具体的事情は、後記4に具体的に述べるとおりである。)

□ 2 成年後見人に選任されてから1年以上経過した後における初回申立て

これまでの財産・収支の管理及びその把握について生じていた支障に関する具体的事情は、後記4に具体的に述べるとおりである。

■ 3 再度の申立て

前回の回送期間内に財産・収支の状況を把握できなかった具体的事情は、後記4に具体的に述べるとおりである。

■ 4 具体的事情

(1) 成年被後見人は、自宅で一人暮らしをしており、自分で郵便物を管理することはできないことから、平成〇〇年〇〇月〇〇日、成年被後見人宛ての郵便物を成年後見人の自宅に回送する旨の審判を得て、平成〇〇年〇〇月〇〇日までの約6か月間、成年被後見人宛ての郵便物が申立人の住所に転送されていました。

(2) この間、申立人は、転送されてきた成年被後見人宛ての郵便物を確認し、同人にどのような債権・債務が存在するかを精査してきましたが、成年被後見人名義の預貯金通帳の入出金の記載の状況に照らして、債権・債務の状況が判然としないものが未だ複数あり (調査結果は別添のとおり)、その全容の解明には至っていません。

(3) 郵便物の回送の嘱託期間は6か月が上限であることは承知していますが、このまま回送が終了するとなると、上記の債権・債務の解明が困難となり、財産管理の不備が原因で成年被後見人が損害を受ける可能性もあります。

回送嘱託を行う集配郵便局等 別添のとおり